

産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険料が免除されます。

対象となる方

- 令和5年11月1日以降に出産の当組合加入の方が対象です。
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。

国民健康保険料の免除について

- 出産月(出産予定月)の前月から出産月(出産予定月)の翌々月まで保険料が免除されます。



■ …対象期間

※上記対象期間の保険料が免除されます。
※多胎妊娠の場合は出産月の3ヶ月前から6ヶ月分が免除されます。

届出方法

- 出産後、当組合から1・3種組合員宛てに「産前産後の保険料軽減措置届出書」を郵送いたします。

※出産前の届出の場合は、下記電話番号にお電話をお願いします。
※出産時に直接支払制度を利用されていない方は、下記電話番号までお電話をお願いします。
※当組合ホームページから用紙をダウンロードすることも可能です。（「三重県医師国保」で検索）

届出に必要な書類

- 産前産後の保険料軽減措置届出書
- 母子手帳のコピー

※出産前の場合は、親の氏名、分娩予定日の記載がある部分
※出産後の場合は、親の氏名の記載部分、出生届出済証明の部分

届出(郵送)先

〒514-0003
津市桜橋2丁目191番4 三重県医師国民健康保険組合

TEL059-228-7212
<https://www.mie-ishikokuho.or.jp>